

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を踏まえた特例措置を実施します ～障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）～

障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」では、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言をふまえ、訪問型職場適応援助者、企業在籍型職場適応援助者が支援を実施する場合に、以下のとおり特例措置を実施します。

特例措置の詳細については労働局にお問合せください。

1 ICT技術を活用した遠隔による支援の実施

対面での支援が実施できない場合に、ICT機器を活用し、遠隔で支援を実施した場合も支給対象とします。

- ◆支給対象として認められるICT機器は、SkypeやZoomなどの顔や声、動作が確認できるツールです。

<訪問型>

- ◆緊急事態宣言の対象地域となった都道府県に支援対象労働者、支援対象労働者が勤務する事業所、訪問型職場適応援助者のいずれかが所在する場に限りです。

<企業在籍型>

- ◆緊急事態宣言の対象地域以外に所在する事業所であっても、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事業主の命令により、在宅勤務などとなり対面での支援ができない場合も含めます。

2 支援計画の変更手続きの簡素化

緊急事態宣言の影響により支援計画に沿った支援ができず、支援内容を変更する場合、地域障害者職業センター（以下、「センター」という）に対して支援計画書の変更手続きを行う必要があります。事前にセンターと相談・協議し、了承を得ていれば、了承を得た日より変更されたものとみなします。

- ◆事前の相談・協議はメールやFAXなど、後日、センターの了承日が確認できる方法による必要があります。
- ◆支給申請時には、センターの承認印が押印された変更後の支援計画書の提出が必要です。

3 職場適応援助者養成研修受講料助成に関する特例

研修終了後、早期に支援を行うことができない場合を考慮し、緊急事態宣言の末日の翌日から6ヶ月以内に初めての支援を行った場合は、研修終了日から6ヶ月以内に初めての支援を行ったとみなします。

- ◆研修終了日が令和元年8月1日から緊急事態宣言の末日までの研修が対象です。

4 「担当者等の印/サイン方法」の簡素化 <訪問型のみ>

事業所を訪問せずに支援を行った場合の支援対象労働者名簿（様式第9号）の「担当者等の印/サイン欄」について、後日、事業所を訪問した際や郵送により、印またはサインをもらうこと、支給申請時に事業所担当者が印またはサインした様式第9号をPDF化し、印刷したものを添付書類として提出することも可とします。

- ◆事業所を訪問せずに支援を行う場合であっても、支援日の調整や支援内容の報告、雇用管理上の助言は事業所に対して行う必要があります。